掲載内容

第1章　総　論

〔1〕高齢者が財産管理を専門職に依頼する場合とは
〔2〕高齢者の財産管理について相談を受けた場合の留意点は
〔3〕ヒアリングの際に確認すべき事項は
〔4〕高齢者の判断能力を確認するには
〔5〕財産調査の方法は
〔6〕支援を必要としている高齢者に財産や収入がないときは
〔7〕高齢者の親族への対応で留意すべき点は
〔8〕高齢者の財産管理をする上で知っておきたい制度や組織は

第2章　契約の概要・選択

第1　契約の概要

〔9〕高齢者の財産管理方法にはどのようなものがあるか
〔10〕ホームロイヤー契約とは
〔11〕ホームロイヤー契約を利用すべき典型的なケースとは
〔12〕見守り契約とは
〔13〕見守り契約を利用すべき典型的なケースとは
〔14〕財産管理委任契約とは
〔15〕財産管理委任契約を利用すべき典型的なケースとは
〔16〕法定後見とは
〔17〕法定後見を利用すべき典型的なケースとは
〔18〕任意後見契約とは
〔19〕任意後見契約を利用すべき典型的なケースとは
〔20〕死後事務委任契約とは
〔21〕死後事務委任契約を締結すべき典型的なケースとは
〔22〕民事信託（家族信託）契約とは
〔23〕民事信託（家族信託）を利用すべき典型的なケースとは
〔24〕財産管理における遺言書の必要性は
〔25〕日常生活自立支援事業とは
〔26〕身上保護が必要な場合に締結する契約又は利用する制度は

第2　契約の選択

〔27〕財産管理方法を選択する際のポイントは
〔28〕親族と共同して財産管理を行うときは
〔29〕当初の財産管理方法を変更するときは
〔30〕ライフプランノートとは
〔31〕判断能力が低下している高齢者の財産管理の方法は
〔32〕将来の判断能力低下に備えるときは
〔33〕一人暮らしで身体的能力が低下している高齢者の財産管理の方法は
〔34〕財産管理だけでなく身上保護も希望するときは
〔35〕資産運用を希望するときは
〔36〕自らの死後に残される高齢者や障がいを持った子どもの将来を案じているときは
〔37〕生前に死後事務を依頼するときは
〔38〕判断能力が低下する前に財産の承継について決めておきたいときは
〔39〕詐欺等の被害を心配する高齢者の財産管理の方法は

第3章　契約の締結等

第1　ホームロイヤー契約（見守り）

〔40〕ホームロイヤー契約（見守り）に明記すべき内容と締結する際の留意点は
〔41〕ホームロイヤー契約（見守り）における報告すべき事項は

第2　ホームロイヤー契約（見守り及び財産管理）

〔42〕ホームロイヤー契約（見守り及び財産管理）に明記すべき内容と締結する際の留意点は
〔43〕ホームロイヤー契約（見守り及び財産管理）における報告すべき事項は

第3　任意後見契約

〔44〕任意後見契約を締結する際の留意点は
〔45〕任意後見契約の代理権の範囲は
〔46〕任意後見契約書に明記すべき内容は
〔47〕任意後見契約の締結手続は
〔48〕任意後見契約の効力を発効させるためには
〔49〕任意後見契約の変更又は解除ができるか
〔50〕任意後見契約において報告すべき事項は

第4　法定後見

〔51〕法定後見の申立方法と申立て時の留意点は
〔52〕成年後見人等受任時の留意点は
〔53〕後見制度支援信託、後見制度支援預金を利用すべき場合は
〔54〕成年後見監督人受任時の留意点は
〔55〕成年後見人の初回報告に関する留意点は
〔56〕成年後見人の定期報告及び臨時報告事項に関する留意点は
〔57〕保佐人・補助人の代理・同意事項を変更するには

第5　家族信託契約

〔58〕信託契約を締結する際の留意点は
〔59〕信託財産の種類ごとの留意点は
〔60〕信託契約書に明記すべき内容は
〔61〕受託者をどのように決めるか
〔62〕受託者が辞任を申し出たときは
〔63〕受託者を解任したいときは
〔64〕信託契約の内容を変更するときは
〔65〕信託監督人等の役割は
〔66〕信託監督人受任時の留意点は
〔67〕信託監督人の権限及び義務は
〔68〕信託監督人を辞任するときは

第6　死後事務委任契約

〔69〕死後事務委任契約は有効か
〔70〕死後事務にはどのようなものがあるか
〔71〕死後事務委任契約書作成の際の留意点は

第4章　契約の履行

第1　財産管理

〔72〕預貯金の管理における留意点は
〔73〕株式・有価証券、その他財産の管理の留意点は
〔74〕金融機関との関わり方における留意点は
〔75〕財産に賃貸用不動産がある場合の留意点は
〔76〕管理費負担の大きい未利用財産等がある場合の留意点は
〔77〕生活費や身上保護費の調達目的で財産を処分したいときは
〔78〕高齢者が施設に入所した場合の自宅の処分又は賃貸借契約は
〔79〕高齢者に債権・債務がある場合の対応は
〔80〕親族等への金銭供与や貸付け、権利行使についての留意点は
〔81〕税務申告等の対応は

第2　身上保護

（医療・介護）
〔82〕医療行為における成年後見人等の権限の範囲は
〔83〕終末期医療に対応する際の留意点は
〔84〕個人情報保護法上の同意権限の有無とは
〔85〕介護についての相談窓口は
〔86〕介護保険の要介護認定を受けるためには
〔87〕介護保険サービスの種類は
〔88〕介護保険サービスの利用を検討するときは
（生活支援）
〔89〕定期的な見守りにおいて注意すべき点は
〔90〕高齢者の生活支援サービスの種類は
〔91〕高齢者の経済的支援制度の種類は
〔92〕医療費に関して知っておきたい制度は
〔93〕高齢者の住まいとしての施設の種類は
〔94〕有料老人ホームを利用する場合の留意点は
（虐待の予防・対応）
〔95〕高齢者の虐待の種類は
〔96〕高齢者虐待の予防・早期発見のためにすべきことは
〔97〕虐待が発生している場合の対応方法は
（介護事故への対応）
〔98〕介護事故が発生した場合の対応方法は
（消費者被害の予防・対応）
〔99〕高齢者の消費者被害の特徴は
〔100〕消費者被害の事前の防止策は
〔101〕高齢者が消費者被害に遭った場合の対処法は

第3　死後事務

〔102〕委任者の死亡事実をどのように把握するか
〔103〕死後事務の基本的な流れは
〔104〕遺体を火葬又は埋葬するには
〔105〕死亡後の行政官庁等への必要な手続は
〔106〕生前の医療費等の支払はどのように進めるか
〔107〕生前住居の明渡し手続における留意点は
〔108〕SNS等各種ITアカウントの閉鎖手続における留意点は

第5章　契約の終了

〔109〕ホームロイヤー契約（見守り）終了の際の留意点は
〔110〕ホームロイヤー契約（見守り及び財産管理）終了の際の留意点は
〔111〕任意後見契約終了の際の留意点は
〔112〕法定後見終了の際の留意点は
〔113〕信託契約終了の際の留意点は
〔114〕死後事務終了の際の留意点は

索　引

○事項索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

Q&A 高齢者の財産管理をめぐる実務

―契約の選択・締結・履行・終了―

編集　第二東京弁護士会
高齢者・障がい者総合支援センター運営委員会 “ゆとり～な”

将来にわたる財産管理業務を適切に実施するために！

◆相談者の状況や要望に合った財産管理契約の選択肢を示した上で、その実務対応を分かりやすく解説しています。

◆財産管理契約の履行に際して問題となる、身上監護、死後事務等への対応策も取り上げています。

◆高齢者の権利擁護に取り組んできた弁護士が、ホームロイヤーとしての経験を踏まえて執筆・編集しています。

B5判・総頁330頁
定価4,730円（本体4,300円）
送料460円

0120-089-339　受付時間 8:30～17:00（土・日・祝日を除く）
WEBサイト　https://www.sn-hoki.co.jp/
E-mail　eigyo@sn-hoki.co.jp
法令情報を配信!

総合法令情報企業として社会に貢献　新日本法規出版
公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信

内容見本 B5判縮小

第２　契約の選択

〔27〕　財産管理方法を選択する際のポイントは

Q　一人暮らしのＡさんは、高齢になり物忘れが増えてきたと感じ、また転倒しやすくなるなど身体も衰えてきました。どのような財産管理方法を選択したらよいでしょうか。なお、Ａさんには預貯金のほか、夫から相続した賃貸不動産、金融商品などの財産があり、子どもたちは遠方に居住しています。

A　現時点でＡさんの判断能力に問題がないようであれば、一人暮らしで、身体的能力が低下していることから、見守り・財産管理委任契約を締結することが有用です。

また、将来判断能力が低下した場合に備えて、併せて任意後見契約も締結しておくべきです。

Ａさんには様々な財産があるところ、分別管理や財産の具体的な利用希望がある場合には、民事信託を併用することなども考えられます。

なお、Ａさんの判断能力が現時点で若干低下している場合は、契約できる意思能力があれば即効型任意後見契約などの締結も考えられますが、独居生活のＡさんに消費者被害等の危険があるような場合には、保佐・補助も検討に値します。

解　説

１　契約による財産管理と法律による財産管理

Ａさんが既に判断能力が低下して意思能力（契約の内容と結果を理解できるだけの判断能力）を欠くような状況であれば、法律による財産管理方法（法定後見類型）を利用するほかありませんが、現時点で意思能力を有していれば、契約による財産管理方法（見守り・財産管理委任契約／任意後見契約／信託契約／日常生活自立支援事業等）を選択することができます。

なお、
い状態で

立支援事業の契約や、即時発効の任意後見契約（〔18〕参照）などを締結できる場合もあります。任意後見契約のような重要な契約の場合には、Ａさんに意思能力があることを確認するために医師の診断書を取得するほか、契約公正証書の文面を理解しやすいシンプルな表現にしたり、場合によっては意思能力の証明のために証書作成時及び日常のＡさんの様子を映像に撮っておくなどのリスクヘッジも検討に値します。

なお、上記のようにＡさんの判断能力が若干の低下状態にあるときには、法定後見類型でいえば保佐又は補助の状態にあることも多いと考えられます。保佐又は補助の審判を受けた場合には、代理権を設定できるのみならず、本人が一人で行った一定の重要な行為が保佐人・補助人の同意又は追認を得ないでされた場合に取消しの効果を得ることもできるため、例えば独居生活のＡさんが業者から勧誘を受けて不動産売却・リフォーム契約・連帯保証その他のリスクのある契約をさせられてしまう危険があるなど、代理権のみならず本人の行為の取消権にも期待すべき事情がある場合には、あえて保佐又は補助を利用することも検討すべきです。

２　見守り・財産管理委任契約

Ａさんの判断能力に問題がない場合には、Ａさんは一人暮らしで、身体的能力が低下していることから、今後の預貯金の引き出しその他の日常的金銭管理、不動産・金融商品・配当金の管理、介護ヘルパーが必要になった場合の手配等を行うため、財産

第２　ホームロイヤー契約（見守り及び財産管理）

〔42〕　ホームロイヤー契約（見守り及び財産管理）に明記すべき内容と締結する際の留意点は

Q　ホームロイヤー契約（見守り及び財産管理）に明記すべき内容と締結する際の留意点はどのようなものでしょうか。

A　ホームロイヤー契約（見守り及び財産管理）では、委任事務の範囲、対象財産の範囲、身上保護に関する事項、委任事務の報告に関する事項などを明記する必要があります。

解　説

１　委任事務の範囲

ホームロイヤー契約（見守り及び財産管理）は私的な契約であり、委任事務の範囲は個別の契約によって定まります。

そのため、ホームロイヤー契約（見守り及び財産管理）では、委任事務の範囲を定める必要があります。そして、受任者が委任事務の範囲内で実効的な財産管理を行うため
内の
具
第3
第2
理権

この点、例えば、本人において、ほぼ全ての財産の管理を受任者に委ねるのではなく、特定の預貯金口座については本人自身で管理し、その他の預貯金口座について受任者が管理するという方法も可能です。

なお、対象財産の範囲を定めるに当たっては、契約時の財産のほか、契約後の増加財産の扱いについても定めておく必要があります。

３　身上保護に関する事項

ホームロイヤー契約（見守り及び財産管理）は、主として財産管理を目的とする契約になりますので、財産管理に関する条項が中心となります。しかし、高齢者の場合には、財産管理が日常生活と密接に関わることが多いため、身上保護の観点からは、財産管理に関する条項を定めるだけでは不十分です。

そのため、介護契約その他の福祉サービス利用契約等に関する事項や、医療に関する事項を委任事務の範囲に含めるなど、身上保護面についても、本人のニーズを適切に反映した契約内容にする必要があります。

また、ホームロイヤー契約（見守り及び財産管理）は、主に身体的能力の低下がある高齢者等が本人として想定されていること、継続的契約であるため、本人の置かれた状況やニーズが時間の経過とともに変化していくことなどから、本人との間の定期的な面会（見守り）等についても定めておく必要があります。

４　委任事務の報告

ホームロイヤー契約（見守り及び財産管理）は、民法上の委任契約（民643）又は準委任契約（民656）となりますので、受任者は、本人に対し、善管注意義務に基づく報告義務を負います（民644・645）。

そのため、委任事務の定期的な報告とその方法についても定める必要があります。

なお、委任事務の報告は、原
おける親族等がいる場合には、
約内容とすることにより、職務
また、ホームロイヤー契約（
関を設ける場合には、当該監督
あります。

なお、監督機関は、弁護士等
ます。実効的な監督機関を置く

〔108〕　SNS等各種ITアカウントの閉鎖手続における留意点は

Q　死後事務委任契約で、SNSなどのアカウントの閉鎖を依頼されました。どのような点に注意すべきでしょうか。

A　アカウントの利用者が亡くなった場合の対応は、SNSなどの種類によって違うので、手続を事前に確認する必要があります。本人がどのサービスを利用しているか、何を希望しているのか聞いた上で、アカウントのIDやパスワードなど必要な情報を聴き取っておく必要があります。

解　説

１　SNS等各種ITアカウントの閉鎖手続

SNSのアカウントやメールアカウントは、本人が亡くなっても当然には削除されません。自分の死後削除されることを望むのなら、あらかじめ本人が、削除されるように設定しておくか、遺族や受任者などに削除申請してもらう必要があります。Googleでは、アカウント無効化管理ツールを利用して、一定期間利用しなかった場合は、自動的に削除するよう設定しておくことができます。また、Facebookでは、生前に自分の死後本人のアカウントを完全削除するか、追悼アカウントにするか選ぶことができ、生前に追悼アカウント管理人を指定しておいて、死後に追悼アカウントをリクエストするという方法もあります。

２　受任者等から削除申請する場合

本人が亡くなった後、削除申請するためには、本人が亡くなったことの分かる除籍謄本な
者に対
アカウ

３　注
削除

登録されていなかった場合、本人とアカウントの関連が証明できず、削除ができない可能性があります。

本人とアカウントの関連性を証明するためや、受任者の権限を明らかにするため、死後事務委任契約書の文面に記載しておくという方法もありますが、それで事業者に関連性が認められるかは定かではありませんし、契約から実行までに期間が開く場合には、変更がないかなど定期的に見直す必要が出てきます。

また、本人から預かっていたアカウント情報が間違っていたなどの理由で、事業者が削除要請に応じない場合、削除義務を負わないこと、その場合の報酬の扱いについても契約上明らかにしておいた方がよいでしょう。

アドバイス

○IDやパスワードの事前確認と規約の関係性

受任者が、本人のIDやパスワードを預かっておいて、本人の死後にログインし、削除するのが簡便ですが、規約上は通常は認められていないことに留意する必要があります。

新日本法規出版株式会社

本　社
総轄本部　〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社　〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社　〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社　〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社　〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社　〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社　〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社　〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社　〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社　〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社　〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号

(2021.2)51001601

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。